

【泉川小学校・浜田小学校】

通学する小・中学校の変更を認める要件の制限について

教育委員会では、児童生徒が就学すべき学校を指定しており、通学する学校の変更については、保護者の申立理由が一定の要件を満たす場合に認めておりますが、泉川小学校・浜田小学校については、児童数の増加による教室不足の可能性のあることから、下記のとおり要件の制限を行います。

なお、制限の実施にあたっては、兄弟姉妹が別々の学校に通学することのないように配慮します。

【制限内容】

- ・ 「地理的理由」：指定された学校より泉川・浜田小学校の方が通学距離が短いなど。
 - ・ 「留守家庭」：両親が共働き等で泉川・浜田小学校区在住の祖父母宅に預けるなど。
- これら2つの要件では、他小学校区に住所を有したまま、通学する学校を泉川・浜田小学校へ変更することができません。

【対象】

泉川・浜田小学校への変更を新たに希望する児童を対象とします。

【在学児童及びその弟妹への影響】

① 泉川・浜田小学校区内に在住の場合
影響ありません。

② 泉川・浜田小学校区外に在住の場合

現在泉川・浜田小学校に通学している児童は影響ありません。

また、平成30年度以降に入学予定の児童のうち、入学時点で兄姉が泉川・浜田小学校に在学している場合は、変更の申し立てを行うことにより兄姉と同じ小学校へ通学することができます。